

一宮市内の緊急輸送道路における電柱の占用制限について

【概要】

(1) 新たに占用を制限する区域

占用制限する市道路線一覧表

番号	路線名	起点	終点
①	0142号線(一部)	千秋町加茂字寺廻	千秋町塩尻字小柳
②	0108号線(一部)	千秋町塩尻字小柳	三ツ井五丁目
③	0144号線(一部)	千秋町小山字東六反	千秋町町屋字北ノ坪
④	0112号線(一部)	大和町苅安賀字川原	千秋町浅野羽根字西南出
⑤	0120号線	泉二丁目	丹陽町外崎字遠場
⑥	0114号線(一部)	末広一丁目	北園通五丁目
⑦	B645号線	光明寺字出来野	光明寺字出来野
⑧	B644号線	光明寺字権現塚	光明寺字権現塚
⑨	A027号線	北方町中島字東郷	北方町中島字中起
⑩	L1607号線(一部)	開明字郷東	開明字三味北
⑪	L1358号線	開明字新田郷	開明字郷東
⑫	L1230号線	小信中島字南平口	開明字新田郷
⑬	0127号線(一部)	萩原町花井方字宮前	萩原町高木字淵森
⑭	0131号線(一部)	大和町苅安賀字東下田	大和町北高井字成道寺
⑮	0178号線	北方町中島字山下	木曾川町玉ノ井字宮前
⑯	0136号線	栄一丁目	栄三丁目

(2) 制限対象となる占用物件

新設電柱
(電柱、電話柱、ケーブルテレビ柱等)

(3) 制限内容

新規の電柱占用を認めない

- ※やむを得ない場合、仮設電柱の設置を認める(原則2年間)
- ※既存の電柱については、当面の間占用を認める

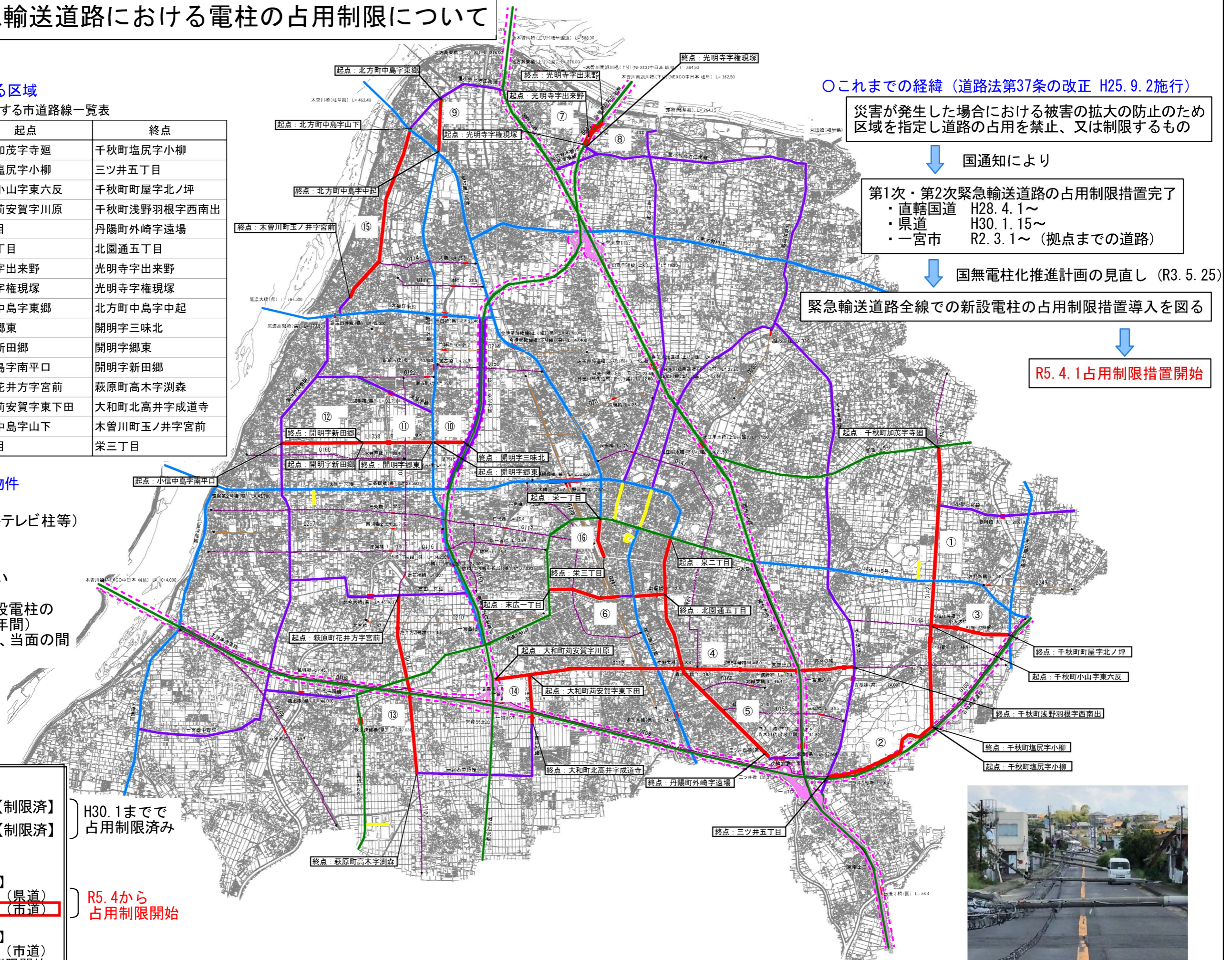
(4) 制限開始日

令和5年4月1日から

凡例	
— (緑線)	第1次緊急輸送道路【制限済】
— (青線)	第2次緊急輸送道路【制限済】
第3次緊急輸送道路	
— (紫線)	【新規制限箇所】
— (赤線)	占用制限箇所(県道)
— (黄線)	占用制限箇所(市道)
— (黄線)	【現在制限箇所】
— (黄線)	占用制限箇所(市道)
令和2年3月1日制限開始	

H30.1までで
占用制限済み

R5.4から
占用制限開始



○これまでの経緯 (道路法第37条の改正 H25.9.2施行)

災害が発生した場合における被害の拡大の防止のため
区域を指定し道路の占用を禁止、又は制限するもの

国通知により

- 第1次・第2次緊急輸送道路の占用制限措置完了
- ・直轄国道 H28.4.1~
 - ・県道 H30.1.15~
 - ・一宮市 R2.3.1~ (拠点までの道路)

国無電柱化推進計画の見直し (R3.5.25)

緊急輸送道路全線での新設電柱の占用制限措置導入を図る

R5.4.1 占用制限措置開始

電柱倒壊例 (H30 台風21号)